

国民健康保険加入者の皆さんへ

入院時の医療費・食事療養費が減額になります

70歳未満の方

入院時に医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額（下表参照）までとなります（保険外診療分および食事代は除く）。

また、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、食事代についても減額されます。過去12カ月の入院日数が91日以上（長期該当）の場合は、さらに減額されます。

70歳以上75歳未満の方

住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、自己負担限度額が月額44,400円から24,600円になり、食事代も減額されます。

自己負担限度額（月額）

区分	自己負担限度額	食事代（1食当たり）	
一般世帯	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	260円	
上位所得世帯	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	260円	
住民税非課税世帯	35,400円	長期なし	210円
		長期該当	160円

認定証の交付には申請が必要です

受付場所 市民課国保年金係

手続きに必要なもの 国民健康保険証・印鑑・住民税非課税世帯の方で、過去12カ月の入院日数が91日以上ある場合は、そのことが確認できる医療機関の領収書

現在認定を受けている方 7月31日(火)で有効期限が切れますので、引き続き必要な方は、8月上旬ごろまでに更新の手続きを行ってください。

基準となる所得は、当該年度(4月から7月は前年度)の住民税の内容によります。また、区分の見直しは毎年8月に行います。

認定日は、申請月の初日からとなります。

詳しくは、市民課国保年金係（内線133）へ。

平成19年

第3回市議会定例会

第3回市議会定例会は、6月4日(月)に開会し、一般会計補正予算、条例改正などの議案を議決し、27日(水)に閉会しました。今議会で議決された議案などは、次の通りです。

予算関係

平成19年度土岐市一般会計補正予算(第1号)

同老人保健特別会計補正予算(第1号)

条例関係

土岐市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部改正

土岐市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例

土岐市都市公園条例の一部改正

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

土岐市立幼稚園条例の一部改正

土岐市病院事業の設置等に関する条例の一部改正

その他

町及び字の区域並びに名称の変更

議員提出

日豪EPA及びFTA交渉に対する意見書の提出

土岐市功労章の授与

堀江弘三さん(土岐津町) 安藤節子さん(泉町) に土岐市功労章を授与

平成19年第3回市議会定例会で、堀江弘三さん(土岐津町)と安藤節子さん(泉町)に、土岐市功労章が授与されました。堀江弘三さん(81歳)は、市職員として総務課長・総務部長を歴任した後、2期6年にわたり市助役として地方自治の発展に寄与されました。また、安藤節子さん(69歳)は、統計調査員として37年にわたり各種統計調査に従事し、現在も統計業務の推進に尽力されています。

